

総合理工学研究科・東大阪モノづくり専攻の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)モノづくりエンジニアとしての産学間における研究・製品開発に必要な基礎から応用までの知識を持つこと
- (2)製品開発における広い専門性(セカンドメジャー)とグローバルに対応できる英語資料読解能力を持つこと
- (3)モノづくりエンジニアとして研究・製品開発を行ったものに対し特許申請・製品展示会あるいは学術会議において発表できる能力を持つこと

4. 評価方法と判定

- (1)全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(博士前期課程東大阪モノづくり専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)40%)を、10～100点で評価する。
- (2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点以上をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文(課程修了)】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)モノづくりイノベータとして産学間において研究開発に必要な高度な専門知識を持つこと
- (2)製品開発における幅広い分野での高度な専門性(セカンドメジャー)の修得とグローバルに対応できる高度な英語表現能力を持つこと
- (3)モノづくりプロデューサとしての研究・製品開発技術およびそれらに関する特許申請・起業化・査読付き投稿論文作成能力を持つこと

4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程東大阪モノづくり専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30点、(2)30点、(3)40点)を、10～100%で評価する。

(2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点以上をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文(論文提出)】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1)モノづくりイノベータとして産学間において研究開発に必要な高度な専門知識を持つこと
- (2)製品開発における幅広い分野での高度な専門性(セカンドメジャー)の修得とグローバルに対応できる高度な英語表現能力を持つこと
- (3)モノづくりプロデューサとしての研究・製品開発技術およびそれらに関する特許申請・起業化・査読付き投稿論文作成能力を持つこと

4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程東大阪モノづくり専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30 点、(2)30 点、(3)40 点)を、10～100%で評価する。

(2)当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第27条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点以上をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(博士前期課程東大阪モノづくり専攻)

評価項目/点数	A(100点)	B(60点)	C(10点)
(1)モノづくりエンジニアとしての産学間における研究・製品開発に必要な基礎から応用までの知識を持つこと	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じ、十分なモノづくりエンジニアとしての専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じたモノづくりエンジニアとしての専門知識の確認においては十分とは言えず、公聴会までに更なる学修により基準 A の達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしていない、または論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じたモノづくりエンジニアとしての専門知識の確認において、自分の知識で論文執筆したことが確認できない。または知識が基礎の域を出ず公聴会までに基準 A の達成が期待できない。
(2)製品開発における広い専門性(セカンドメジャー)とグローバルに対応できる英語資料読解能力を持つこと	提出論文において幅広い専門性が確認され、かつ十分な質・量の英文資料が参照されており、また背景や研究の位置づけ等においても国外の研究および製品開発が正しく言及されている。	提出論文においておおそ幅広い専門性が確認され、かつ一定量の質・量の英文資料が参照されており、また背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されている。	提出論文において幅広い専門性が認められず、英文資料が参照されておらず、背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されていない。
(3)モノづくりエンジニアとして研究・製品開発を行ったものに対し特許申請・製品展示会あるいは学会発表能力を持つこと	研究・製品開発に関係した特許申請・製品展示会あるいは権威ある学会発表能力を持つこと	研究・製品開発に関係した特許申請・製品展示会あるいは権威ある学会発表能力を持つこと	研究・製品開発に関係した特許申請・製品展示会あるいは権威ある学会発表能力を持つこと

表2 学位論文評価基準表(博士後期課程東大阪モノづくり専攻)

評価項目/点数	A(100点)	B(60点)	C(10点)
(1)モノづくりイノベータとして産学間において研究開発に必要な高度な専門知識を持つこと	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じ、十分なモノづくりイノベータとしての高度な専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じたモノづくりイノベータとしての高度な専門知識の確認においては十分とは言えず、公聴会までに更なる学修により基準Aの達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしていない、または論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じたモノづくりイノベータとしての高度な専門知識の確認において、自分の知識で論文執筆したことが確認できない。または知識が基礎の域を出ず公聴会までに基準Aの達成が期待できない。
(2)製品開発における幅広い分野での高度な専門性(セカンドメジャー)の修得とグローバルに対応できる高度な英語表現能力を持つこと	提出論文において幅広い分野での高度な専門性が確認され、かつ十分な質・量の英文資料が参照されており、また背景や研究の位置づけ等においても国外の研究および製品開発が正しく言及されている。	提出論文においておおよそ幅広い分野における高度な専門性が確認され、かつ一定量の質・量の英文資料が参照されており、また背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されている。	提出論文において幅広い分野での高度な専門性が認められず、また英文資料が参照されておらず、背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されていない。
(3)モノづくりプロデューサとしての研究・製品開発技術およびそれらに関する特許申請・起業化・査読付き投稿論文作成能力を持つこと	モノづくりプロデューサとしての研究・製品開発技術を行い、それらに関する特許の申請・起業化あるいは権威のある学術雑誌(査読付き)に論文が投稿・掲載されており、それらが研究科規則の定める数を有している。	モノづくりプロデューサとしての研究・製品開発技術を行い、それらに関する特許の申請・起業化あるいは権威のある学術雑誌(査読付き)に論文が投稿・掲載されており、それらが研究科規則の定める数を有している。しかしながら審査委員により適切な水準と判断されないが、公聴会までに基準Aの達成が期待できる。	モノづくりプロデューサとしての研究・製品開発技術を行い、それらに関する特許・起業化あるいは権威のある学術雑誌(査読付き)に論文を作成できる能力を有していない。あるいはそれらが研究科規則の定める数を有していない。または公聴会までに基準Aの達成が期待できない。